

改正案(骨子)に対する市民意見等の募集(パブリックコメント)の結果

1 意見募集の概要

実施時期:平成29年9月1日(金)から9月25日(月)まで

公表資料:改正案(骨子)

閲覧場所:市ホームページ、環境政策課、行政資料コーナー、各支所

2 意見募集の結果

- (1) 意見募集提出者数 38名と1団体(窓口2名、郵送8名、FAX3名、メール1名、電子申請25名)
- (2) 意見等の件数 意見等件数67件
- (3) 素案に対する意見・提案への対応

対応区分	対応方針	件数
1	改正案を修正・追加する。	1
2	改正案に盛り込まれており、修正しない。	6
3	改正案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	54
4	検討の結果、改正案に反映しない。	0
5	その他(状況説明)	6
	合 計	67

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
1	第4条 市民等の責務	「安全の確保に努めること。」を「 安全を確保すること。 」とした方が、喫煙者に対し安全意識を明確に伝えられるのではないか。	喫煙者に対し火の管理を適正に行い安全意識を持ってもらうことが重要と考えています。 より明確に伝えるため、喫煙において、たばこの火を適正に管理し、周囲の者に対する「 安全を確保すること。 」に修正します。	1 改正案を修正・追加する。
2	全般	喫煙者の立場からみても、歩行喫煙やごみのポイ捨て禁止について 異議はありません 。「たばこ」や「喫煙」の定義もきちんと区分され、罰則等も過度にいきすぎた内容ではなく、現実に見合った バランスの良い内容 と思います。	ごみのないきれいなまちの実現を目指し、周知・啓発に努めるとともに、巡回パトロールなどにより指導してまいります。今後とも、市民の皆様の理解に努めてまいります。	5 その他(状況説明)
3	全般	条例の名称に「 喫煙 」を加えると「 たばこ 」だけの 条例に思われてしまう のではないか。	条例の主旨をわかり易くするため、「路上喫煙の防止」を条例の名称に加えました。 条例名称には、「 ポイ捨て 」も明示されていますので、理解いただけると考えています。	
4	全般	長野駅前、長野県の玄関口として信州全体のイメージを最初に印象づける場所です。喫煙者が目に入ると途端に残念な気持ちになります。路上喫煙等については 厳しく規制 してほしい。	平成23年4月から現行条例を施行し、対策に取り組んできましたが、未だに、ポイ捨てや歩きたばこをする人が後を絶たない状況であることから、条例の改正が必要であると考えています。 周知・啓発に努めるとともに、巡回パトロールなど指導を継続することで、ポイ捨てや路上喫煙の防止に努めてまいります。	
5	全般	一般ごみのポイ捨てやいたずらなどは、 一部の人の行い であり、モラル・マナーの問題。このようなことに何でも ルールでしぼり条例化する必要はない のではないか。	4に同じ	
6	全般	ポイ捨てごみのほとんどはタバコの ポイ捨てを何とも思っていない人達 によるものと言えるのではないか。こういった人に「マナー」をいくら説いても無駄であり、 必要なのは「包括的で実効ある規制」 である。東京を凌ぐリーダー都市となって子育て世代の若い人たちが移住したいと思えるようにアピールしてほしい。	4に同じ	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
7	全般	喫煙者の存在が観光イメージに与える影響について、住民や観光客に 意識調査 を行い、その結果について掲載できればいいのでは。	必要に応じて、住民や観光客の喫煙に対する 意識調査を行い、公表 するよう努めてまいります。	5 その他(状況説明)
8	全般 周知・啓発	小・中・高校・大学などの教育機関や商店、会社など市内一斉清掃デー(時間)として道路清掃や草取りなどを実施するなど、 意識啓発をしっかりと してほしい。	商工会議所や地域の方々と実施している、春・秋のゴミゼロ運動を継続するとともに、 更なる周知・啓発や環境教育の推進 に努めてまいります。	3 改正案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
9	全般 周知・啓発	条例改正について賛成しますが、 過料、罰則を科す前に 市民への「あたり前の禁止行為」に関する 啓発の取り組みが先行されるべき だと考えます。街頭での啓発活動だけでなく、学校の参観日や公民館での集会などでの出前啓発等もしてほしい。	8に同じ	
10	全般 周知・啓発	条例違反であるということをわかるように、条例の内容をきちんと 周知 してほしい。 併せて、条例違反をしている人見かけたときに、 どこに連絡すればいいのかすぐにわかるような看板やポスターなど掲示 してほしい。現場ですぐ電話など通報できるとともに、「誰かに見られている」という意識が飼い主側に生まれ抑止力にもつながる。	周知・啓発に取り組んで まいります。 看板やポスターへの連絡先の記載を含め、より 効果的な取り組みを検討 してまいります。	
11	全般 周知・啓発	条例があるから従うというのではなく、市民が自主的にきれいな環境を大切に、誇りに思い、そのために今どうすべきかを考え、未来に残すことが自然にできるようになることが理想と思う。そのためには、子ども達の教育が最も肝要かと思うので、「マナーを大切にできるようになるにはどうしたらいいか。」ということを みんなが考える機会になること を願います。	条例改正の周知 とともに、子どもたちへの 環境教育の推進 に努めてまいります。	
12	第1条 目的 受動喫煙	条例の目的がきれいなまちづくりであり、環境美化のために喫煙を制限される目的だと理解するが、長野市民と観光客の健康被害についても配慮された条例とされることを望みます。ポイ捨て防止のために屋外、道路上での禁煙条例を施行すると、屋内受動喫煙に拍車がかかることが懸念されます。屋外に喫煙場所を確保し、屋内の受動喫煙防止のために 屋内完全禁煙を条例化 されることが、真に観光市長野の実現ではないかと考えます。	受動喫煙対策については、大変重要と考えていますが、 本条例は環境美化と火傷や火災などの事故の未然防止を目的 としています。 国においては、健康増進法の改正を進め、受動喫煙防止対策の強化を検討しております。 その動向を注視しながら、今後、屋内外を含め、 受動喫煙対策については、別途、検討 してまいります。	
13	第1条 目的 受動喫煙	定期的に自宅周辺を清掃していますが、最も多いごみがたばこの吸い殻であり、 改正案に賛成 です。東京都が検討している飲食店など不特定多数が集まる 建物内での全面禁煙も条例化 してもらいたい。	12に同じ	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
14	第1条 目的 受動喫煙	規制を厳しくすることは、日本及び日本を訪れた人の健康を守るため必要不可欠であると、長野市民に理解してもらうことが大事です。規制強化の 改正案に賛成 です。 目的に「 煙による受動喫煙の健康被害 」や「 市民の健康を守る 」といった内容を追加したほうがよい。	12に同じ	3 改正案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
15	第1条 目的 受動喫煙	新型たばこであっても他者への有害な物質を発生させる。受動喫煙防止のためには、第1条の目的に、 受動喫煙による健康被害を防ぐ 、ということも入れるべき。	12に同じ	
16	第1条 目的 受動喫煙	登山・観光等で長野市をたびたび訪れている。店先に灰皿を置いている店舗や、駅前やバス停近くにある開放型喫煙所等も市内には散見され、結局はそこからのタバコ煙によって受動喫煙の被害に遭っている。 受動喫煙症と診断された身にとっては、たとえ屋外であれ、タバコの煙に曝されることは健康上のダメージに直結するので、そうした場所が多い観光地は、避けることにしている。 ポイ捨てがない街は一見きれいに見えるかもしれないが、ごみ一つない街でも、タバコ臭い街は公衆衛生上清潔ではないし、市民の健康を脅かすことを許していることにもなる。 ぜひ、長野市が、いつも快適で、また訪れたい街になるよう、 実効性のある条例改正 がなされることを切に望みます。	12に同じ	
17	第1条 目的 受動喫煙	「灰皿等の吸い殻入れが設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないとき」は、 吸い殻入れを携帯 していればどこでも喫煙が可能であることです。これは、ポイ捨て防止には効果があるものの、どこでも 受動喫煙の機会を生じさせること につながり、条例案の目的に反するのではないかと。	12に同じ	
18	第2条 定義 たばこ	喫煙の定義に、『「火のついたたばこ」を対象』とあるが 加熱によってニコチンを摂取することが可能になったことを踏まえ、火がついていない 加熱するタバコを吸うことも、喫煙とするのが「最新の」定義 であると考えます。条例案の喫煙の定義に、異を唱える。 電子加熱式タバコからも発がん性物質が周囲に流出するため、紙巻きタバコ同様に受動喫煙を起こす。自治体が、安全性が立証されていない製品に対し、受動喫煙の観点を無視して、火傷や火事等の危険性という一観点のみから喫煙対象として除外することは、「市民等の身体及び財産の安全を確保すること」や、「良好で快適な市民等の生活環境の確保に資すること」と反する考えです。 目的にあわせ、 条例案名を、「長野市ポイ捨てを防止し受動喫煙から市民を守る条例」とすることを要望 します。	受動喫煙対策については、大変重要と考えていますが、本条例は 環境美化と火傷や火災などの事故の未然防止が目的 であることから、喫煙等については、「火のついたたばこ」を対象にしています。 国においては、健康増進法の改正を進め、受動喫煙防止対策の強化を検討 しております。その動向を注視しながら、今後、屋内外を含め、 受動喫煙対策については、別途、検討 してまいります。	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
19	第2条 定義 たばこ	新型たばこであっても他者への有害な物質を発生させる。受動喫煙防止のためには、第2条に、電気加熱式たばこなど、 火を使わないたばこも喫煙等の定義 に含めるべき。	18に同じ	3 改正案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
20	第2条 定義 たばこ	たばこの定義については、加熱式タバコを含むが、喫煙の定義に関しては、火のついたたばこに限定している。加熱式タバコはニコチンや発がん性のある化学有害物質を含む「たばこ」であり、日本禁煙学会も加熱式タバコをたばこと同列に扱うことを提言されています。禁煙場所で加熱式タバコを使用されるケースが出現し、トラブルに発展することが予想される。たばこの定義と同様に、 喫煙の定義も「すべてのたばこ」 としたほうがいい。	18に同じ	
21	第2条 定義 たばこ	路上喫煙禁止に加熱式たばこが該当しないのはおかしい。同じたばこであり紙たばこ有害性は変わらない。加熱式は安全だと嘘を信じさせるようではいけない。 全ての喫煙器具を規制 するべき。	18に同じ	
22	第2条 定義 たばこ	煙は少ないが有害物質は普通のたばこと何ら変わらないため、 同じ扱いをするべきであり除外はあってはならない と思う。	18に同じ	
23	第2条 定義 たばこ	以下の理由から 加熱式タバコも「喫煙」の定義に加えるべき 。 ① 煙はないが、有害な水蒸気を発生する。 ② この条例で加熱式タバコを除外することで、喫煙者に加熱式なら禁煙場所で吸ってよいとの誤解を与える。	18に同じ	
24	第3条 定義 たばこ	新型たばこであっても他者への有害な物質を発生させる。受動喫煙防止のためには、第4条の(2)(3)を、道路等での喫煙は一切しないことに変更 すべき。	18に同じ	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
25	第2条 定義 たばこ	加熱式たばこを愛用している人が増えつつあるが、これは本条例の対象外とならないか。	加熱式たばこの吸殻については、ポイ捨て等の禁止行為に該当します。 加熱式たばこは、火のついたたばこでないことから、禁止事項等の対象外ではありますが、歩行喫煙についてしないよう努めるよう遵守事項に規定しています。	2 改正案に盛り込まれており修正しない。
26	第2条 定義 道路等	道路等の定義に、道路にタバコの煙が及ぶ範囲の道路脇を加えてほしい。山岳、森林、湖沼、その他観光地などで、私有地以外を含めてほしい。(私有地でも、通行者にタバコの煙が及ぶ範囲では自粛するよう)	道路等の定義について、タバコの煙が及ぶ範囲として道路脇の私有地を加えることは、個人の財産権もあり、困難と考えています。 道路等の定義は、私有地以外の不特定多数の方が利用する公共の場所全体を定めています。	
27	第7条 ポイ捨ての禁止	新幹線の線路脇の自転車道のごみの多さに閉口しています。特に多いのは、たばこの吸い殻と空き箱です。市内、場所を特定せず、市内全域をポイ捨て禁止にしてほしい。	ポイ捨てについては、市内全域を禁止行為として規定しています。周知・啓発に努めるとともに、巡回パトロールによる指導など、引き続き、ポイ捨てがされにくい環境づくりに努めてまいります。	
28	第7条 ポイ捨ての禁止	道路脇の溜まった土砂や植樹帯に生い茂る雑草の中に、何年も掃除されずにタバコの吸い殻、空き缶、空き瓶などが捨てられているのをよく目にする。こうした一つひとつの環境が、市民の美しい環境への意識にも影響していると感じる。 歩道に割れて散乱したガラスビンの破片を子ども達やお年寄り、自転車が踏んでしまうことがあり、危険と感じているので、ポイ捨ての中でも特に危険な瓶などのガラス製ゴミについては、より厳しい罰則が必要と思う。 田畑へのビン類の投げ捨ても農業従事者にとって大変危険であり、ガラス瓶等については徹底した規制をお願いしたい。	27に同じ	
29	第7条 ポイ捨ての禁止	中山間地で農業をしているが、田畑などにたばこの空き箱、ペットボトル、空き缶などがポイ捨てされている。観光客への指導も含め、街場だけでなく農業地でのポイ捨て禁止に対し、条例での対応をお願いしたい。	27に同じ	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
30	第7条 ポイ捨ての禁止	長野駅東口周辺に住んでいるが、自宅前に火のついたたばこやコンビニの袋に入ったごみ(空き缶など)が玄関前に落ちている。(ほぼ毎日)条例が施行され6年が過ぎたが、 長野大通り以上に東口側は悪化しているように思う。罰則規定の厳罰化を望みます。	27に同じ	2 改正案に盛り込まれており修正しない。
31	第7条 ポイ捨ての禁止	路上で喫煙ができないと、隣り若しくは近くの公共的駐車場(民間の駐車場含む)等にポイ捨てされる可能性が大きいので、路上だけでなく、市内にある公共の建物敷地内のたばこのポイ捨ても禁止してほしい。	ポイ捨てについては、市内全域を禁止行為として規定しています。 周知・啓発に努めるとともに、巡回パトロールによる指導など、引き続き、ポイ捨てがされにくい環境づくりに努めてまいります。 ポイ捨ての禁止とともに、喫煙マナー向上に向け、周知・啓発してまいります。	3 素案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
32	第8条 道路等における喫煙の禁止 自動車運転中	たばこ副流煙は非常に遠くまで届き大変な迷惑や他者への危害を与える。 受動喫煙防止のためには、第8条の(2)を、吸殻入れの携帯に関係なく、道路等における喫煙は一切禁止すべき。 また、 自動車運転中の窓を開けての喫煙も禁止行為に含めるべき。	受動喫煙対策については、大変重要と考えていますが、 本条例は環境美化と火傷や火災などの事故の未然防止を目的としています。 車の走行中の窓開け喫煙について、車内の個人スペース内の行為のため条例による規制は難しいですが、これらの行為を含め、喫煙マナー向上に向け、周知・啓発してまいります。	
33	第8条 道路等における喫煙の禁止 自動車運転中	信号等で停車中に、横あるいは前の車の喫煙者のタバコの煙が入り受動喫煙になる。 また、窓からタバコの灰を捨てたり、時には吸殻をその手から路上に落としている様子を見ることがある。 自動車を運転しながら窓を開けてタバコを吸うことも禁止してほしい。	31に同じ	
34	第8条 道路等における喫煙の禁止 自動車運転中	走行中車両内での窓開け喫煙も取締対象とするべきです。 窓開け運転車両からの吸い殻ポイ捨てが多い。すでに道路交通法等でポイ捨ては取締対象かもしれませんが、窓からの副流煙が停車中でも気になり、これらについても是非条例で取り締まってもらいたい。	31に同じ	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
35	第8条 道路等における喫煙の禁止	「吸い殻入れを携帯していないとき」では「 吸殻入れさえ持っていれば、喫煙できる 」となってしまう、 禁止にならない のではないか。	吸い殻のポイ捨て防止の観点から、立ち止まる、またはベンチ等に座り、 携帯吸い殻入れを使用して喫煙する場合は、禁止条項の対象外 としています。 しかし、場所や周辺の状況をわきまえた喫煙していただく必要がありますので、今後、啓発、指導を推進してまいります。 また、受動喫煙に関しては、大変重要と考えており、屋内外含めた受動喫煙対策について、別途、検討してまいります。	3 改正案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
36	第8条 道路等における喫煙の禁止	重点地区に定められないと、どこでも喫煙してよいことになる。駅前や権堂などでは信号待ちで集団になる箇所がある。その際、信号や横断歩道付近で立ち止まっていれば第8条(1)の歩行しているときに該当せず、危険な状態となってしまう。 市内全域に該当するものではないため、 出勤時間帯や休日等で混雑が想定される場所を別途明記し、区分けすべき ではないか。	受動喫煙対策については、大変重要と考えていますが、 本条例は環境美化と火傷や火災などの事故の未然防止を目的 としています。 立ち止って、携帯灰皿を使用して喫煙する場合は、禁止条項の対象外としましたが、交差点などの場所や周辺の状況をわきまえた喫煙をしていただく必要がありますので、今後、啓発、指導を推進してまいります。	
37	第10条 飼い犬のふんの放置の禁止	登録の際 、マナーや条例を厳守する旨と違反した場合に犬は飼わないという 誓約書 を書かせてほしい。また、各地区でだれが犬を飼っているのか把握し、責任者を決めるとともに、指導をしっかりしてほしい。	現在、狂犬病予防法に基づく、飼い犬の登録時において、飼い主に、ペットを飼うために守っていただく事項を記載した チラシを配布 し、マナー向上を図っております。 各地区での飼い犬の把握につきましては、個人情報保護の観点から困難と考えています。 引き続き、正しい飼い方、しつけ教室などを通じて、 飼い主のマナー向上 に努めてまいります。	
38	第10条 飼い犬のふんの放置の禁止	犬のふんの放置についても厳罰化 してほしい。また、犬の登録料金をもっと高額にするとともに2・3年ごとの更新制にし更新料を支払うようにしてほしい。飼い主としての責任を意識させると共に、それらのお金は環境整備費にあててほしい。	犬のふんは、廃棄物処理法において廃棄物に該当し、廃棄物を捨てた者(飼い主)には罰則が課せられるが、違反者を特定し、実際に法律違反として罰則を適用させることは難しい状況です。 県においては、法律を補完するため「動物の愛護及び管理に関する条例」を設け、指導、措置命令に従わない場合、罰則(30万円以下の罰金)を課しています。 犬のふんの放置 については、本市の現条例で禁止事項となっており、保健所、県関係機関と連携しながら指導・啓発に努め、悪質な場合には、 県条例に基づき対応 してまいります。	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
39	第10条 飼い犬のふんの放置の禁止	過料に対し、第7条及び第12条の規定に違反した者だけでなく、 犬の糞については過料がないと誤解されかねないため、第10条など、県や国の規制についてのコメントを加えてほしい	法制上、市の条例に県や国の規制について、掲載することはできませんが、保健所、県関係機関と連携しながら、周知に努めてまいります。	3 素案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
40	第10条 飼い犬のふんの放置の禁止	飼い犬のふんだけでなく、 猫のふんについても禁止してほしい 。また、飼い猫の放し飼い禁止についても罰則化することも含め、条例化してほしい。	猫については、飼い主に登録や係留が義務づけられていないことから、本条例で規制することは困難と考えています。飼い主に対し、ペットを飼うために守っていただく事項を記載したチラシを配布するなど、マナー向上を図ってまいります。	
41	第11条 重点地区の指定	たばこ副流煙は非常に遠くまで届き大変な迷惑や他者への危害を与える。新型たばこであっても他者への有害な物質を発生させる。 受動喫煙防止のためには、第11条を、市内全域を重点地区とするよう変更すべき。	受動喫煙対策については、大変重要と考えていますが、本条例は環境美化と火傷や火災などの事故の未然防止を目的としています。 重点地区の指定 につきましては、 喫煙できる場所等の確保などの環境整備や周知、啓発活動を実施するとともに、違反者に対しては指導等を行い、その上で、ポイ捨てや歩きたばこ等が見受けられ、改善が図られていない場合に、重点地区の指定を検討してまいります。	
42	第11条 重点地区の指定	たばこを吸う人が集まっていると町の景観やイメージを損なうため、駅周辺や表参道中央通りなど 人通りの多い場所、人の出入りの多い場所、景観を大切にしている場所を重点地区に指定し、特に厳しい規制をしたほうがイメージアップにつながる。 喫煙所は目立たない場所、副流煙を感じさせない対応が必要である。	重点地区の指定 につきましては、 喫煙できる場所等の確保などの環境整備や周知、啓発活動を実施するとともに、違反者に対しては指導等を行い、その上で、ポイ捨てや歩きたばこ等が見受けられ、改善が図られていない場合に、重点地区の指定を検討してまいります。 喫煙所については、適正な場所への設置を検討してまいります。	
43	第11条 重点地区の指定	長野駅前門前回廊から中央通り大門町善光寺までの日本一と言っている 門前町一体を重点地区に指定してほしい。 門前町から副流煙をシャットアウトし、吸い殻スタンドの設置も認めない。 喫煙者に対し 公衆喫煙所を設置し、公衆トイレと同様あらゆる地図に記入し啓蒙を図ってほしい。 長野県の県都として相応しい対応をお願いします。県都は健都(健康都市)に通じます。そして、2020年のホストタウンとして迎えたい。	42に同じ	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
44	第11条 重点地区の指定	路上喫煙は全面撤廃してもらいたいし、 公共の場、飲食店での全面撤廃 が将来的な望みです。 「重点地区」の定義について、 駅、バス停周辺の半径数百メートルは当然禁煙 であってしかるべき。 私道、農道、河川敷道路等の人気がないところ、すなわち副流煙問題がないところは除外されるべきなのか、それとも健康上の理由以外、火災(野火)の危険性は逆に高まるのでこれも「重点地区」の対象でしょうか。論議を深めていただきたい。	42に同じ	3 素案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
45	第11条 重点地区の指定	「必要があると認める区域を重点地区として指定することができる」とあるが、その指定をするにあたっての前段で「 必要がある 」という根拠を明らかにしてほしい	42に同じ	
46	第11条 重点地区の指定	重点地区という取り組みはあまり賛成しない。 やるなら全市を挙げて 。重点地区でないから、構わないという考え方が生まれそうで、危惧されるため、 過料も全市対象 としてほしい。	本条例は、ポイ捨てや歩行喫煙の禁止を市域全体を対象としており、 全市を挙げて取り組む ものです。 重点地区の指定 につきましては、 喫煙できる場所等の確保 などの環境整備や周知、 啓発活動を実施 するとともに、 違反者に対しては指導等 を行い、その上で、ポイ捨てや歩きたばこ等が見受けられ、 改善が図られていない場合に、重点地区の指定 を検討してまいります。	
47	第13条 指導及び勧告	条例改正案に賛成であり、 早急な施行 を切望します。条例違反者に対し、厳正なる罰則を科すため 取締りを強化 して欲しい。警察と協力体制を取ると共に、特別職員を任命することも必要と考えます。	関係機関等と連携しながら、条例の効果があがる運用 に努めてまいります。	
48	第14条 過料	たばこ副流煙は非常に遠くまで届き大変な迷惑や他者への危害を与える。新型たばこであっても他者への有害な物質を発生させる。受動喫煙防止のためには、第14条を変更し、実効性を担保するため、 過料ではなく刑事罰を科す べきである。	ポイ捨てや路上喫煙の防止等の環境美化推進につきましては、周知・啓発によるマナー向上に努めてまいりましたが、平成23年4月現行条例を施行し、ポイ捨ての禁止、歩行喫煙をしないよう努める一定の規制を行いました。 近年、ポイ捨て本数が増加傾向にあることから、条例の改正が必要と考えております。 これらの経緯並びに他の同規模の自治体の罰則規定を勘案し、 刑事罰ではなく、過料 といたしました。 条例の周知・啓発・指導に努めるとともに、巡回パトロールなど、実効性のある運用 を図ってまいります。	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
49	第14条 過料	<p>罰則規定については、賛否両論あるが、罰則のない規定を守れない不道徳な人達が、結局周囲のことを考えずに迷惑行為をしていることが多いことを考えれば、罰則は必要と考えます。</p> <p>ただ、「禁煙」「路上喫煙禁止」「ここでタバコを吸わないでください」「ここにゴミを捨てないでください」「犬の糞は持ち帰りましょう」というような無粋で興覚めな貼紙や看板は使わなくて済むよう、気持ちよく過ごせる工夫をしていただきたい。</p>	<p>周知・啓発活動につきましては、効果的で、市民等の理解が得られるものを検討し、実施してまいります。</p>	<p>3 改正案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。</p>
50	喫煙場所	<p>人の多い場所での喫煙は明らかにマナー違反であるといえるが、現在、長野駅周辺などの公共の喫煙場所が少ないことにも問題があると感じます。喫煙者との「共存」に向け、各所に喫煙場所を設けていくことが、重要課題と思います。</p>	<p>喫煙所については、適正な場所への設置を検討してまいります。</p> <p>たばこを吸う人と吸わない人の双方に配慮した喫煙所の設置にむけ、今後、関係機関等と連携しながら、検討してまいります。</p>	
51	喫煙場所	<p>灰皿等の設置場所が道路に近い場所にある場合、そこで喫煙していればそれは道路上で吸っているのと全く変わりません。(道路に面しているコンビニエンスストアの入口付近の灰皿など)</p> <p>「吸い殻入れの設置場所」に関する制限条件を追記していただきたい。また、その設置場所は受動喫煙にならないような対策がなされるようお願いいたします。</p>	<p>私有地に置かれる灰皿の設置について、財産権もあり、規制することは困難ですが、設置者に協力を求めるとともに、たばこを吸う人と吸わない人の双方に配慮した喫煙所の設置にむけ、今後、関係機関等と連携しながら、検討してまいります。</p>	
52	喫煙場所	<p>屋外での喫煙禁止としているが、イギリスやドイツは屋内では全面禁煙だが、屋外では吸える。建物や公共施設を出れば灰皿が設置されている。屋外は煙が流れ、まわりからも一目でわかるので嫌な人は近寄らなければいいということらしい。</p> <p>たばこを吸う権利は誰にでもある。喫煙者がたばこを吸うとしたらどこで吸うべきなのか、この議論が抜けているように思う。</p>	<p>喫煙できる場所等の確保をした上で、市民、観光客等に対し、条例の主旨や改正内容等について、正しく伝え、周知を図ることが大事と考えています。</p> <p>たばこを吸う人と吸わない人の双方に配慮した喫煙所の設置にむけ、喫煙所のあり方や設置場所については、関係機関等と連携しながら、検討してまいります。</p>	
53	喫煙場所	<p>喫煙の規制だけでなく、歩行喫煙をしないで済む場所や、たばこを嫌う人への配慮がなされた喫煙所の設置とその場所の明確な表示をすることが肝要で、条例の浸透にもつながると思う。</p>	<p>52に同じ</p>	
54	喫煙場所	<p>まちをきれいにしようと思うならば、灰皿の設置や清掃員を増やすことに力を入れたほうがいいのか。</p>	<p>まちをきれいにするためには、条例改正による法整備とともに、適正な喫煙所の設置などの施策の両面からの取り組みが必要と考えています。</p>	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
55	喫煙場所	以前よりは喫煙者のマナーに対する意識は向上してきたがまだまだ灰皿のない場所で喫煙する姿も散見される。たばこを吸う人と吸わない人との 共存に向けた配慮 が重要であると思うため、喫煙者が子どもを含む歩行者に迷惑をかけず、立ち止まって 喫煙できる場所づくりを併せたルール化 を切望します。	喫煙できる場所等の確保をした上で、市民、観光客等に対し、条例の主旨や改正内容等について、正しく伝え、周知を図ることが大事と考えています。 たばこを吸う人と吸わない人の双方に配慮した喫煙所の設置にむけ、 喫煙所のあり方や設置場所等については、関係機関等と連携しながら、検討 してまいります。	3 改正案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
56	喫煙場所	現在、バス停、歩道、権堂アーケード、商店入り口、公園や道路脇ベンチ、などに平気で設置している。長野駅東口の喫煙場所が移動になり、前よりずっとよいが、煙は外にダダ洩れなので、結局通行人は煙を吸うことになっている。吸い殻入れの設置場所から、道路脇、バス停、駅、広場など、また、 道路にタバコの煙が及ぶ範囲を除いてほしい 。 また、屋根付き、ベンチ付きの快適な喫煙コーナーなどの設置は、喫煙者優先のように見え、嫌煙者に対して逆差別となり、客観的に見て疑問がある。	55に同じ	
57	喫煙場所	コンビニエンスストアや商店の前に灰皿が置かれているのをよく見かけるが、重点区域を設定した場合には、民間に頼るだけでなく、 長野市自らが、きちんと喫煙場所を作らなければならない と思う。	55に同じ	
58	喫煙場所	松本市では松本駅前を禁煙モデル地区にして、駅等に看板などにより知らせていますが、こういった表示を目の当たりにすると市外から来た者にとっては、あまり感じのいいものではありません。長野駅前には喫煙場所もありいいと思います。たばこを吸える場所といけない場所を きちんと区分けし共存することが大事 だと思います。	55に同じ	
59	喫煙場所	長野駅前や中央通りなど、人が多く集まる場所での喫煙マナーの観点から、改正案に賛成です。一方で長野駅周辺での喫煙所が少なく、せつかく条例を制定しても禁煙場所等でたばこを吸う懸念があるので、 長野駅周辺での喫煙場所整備を早急に推進 して欲しい。	55に同じ	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
60	喫煙場所	一方的に喫煙を規制するのではなく、ポイ捨てや歩行喫煙をしないで済む場所や、たばこを嫌う人への配慮がなされた 喫煙所の確保 などを是非お願いしたい。	55に同じ	3 改正案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
61	喫煙場所	現在禁煙の飲食店でタバコを吸う為のスペースを歩道に設けている店が存在します。飲食店が無許可で灰皿を設置しているものもあり、条例施行後も夜になると歩道でタバコを吸う事が散見されると予測できます。店側に誤魔化しさせないように、その防止策として 飲食店の事業者責任を明文化 してはどうでしょうか。これにより深夜の喫煙も防止出来、より効果が出せると考えます。	事業者の責務については、第5条に包括的に規定しております。 たばこを吸う人と吸わない人の双方に配慮した喫煙所の設置にむけ、 喫煙所のあり方や設置場所等については、関係機関等と連携しながら、検討 してまいります。	
62	喫煙場所	第12条で権原とあるが、コンビニ等で吸い殻入れが設置され、火傷等の怪我を負った場合、喫煙者にとってはここに吸い殻入れがあったからだと言うと思う。 設置者の責任は一切ない のだろうか。	第一義的には、喫煙者間で解決される問題と考えています。喫煙所の在り方や設置場所等について設置者及び関係機関、地域の皆様と連携しながら検討してまいります。	
63	喫煙場所	長野駅前観光客等によく「たばこ吸えるところありますか？」と聞かれることがある。場所がわかりにくく、せっかく設置していてももったいない。県都長野市としてふさわしい観光客等に対する「おもてなし」からも、 喫煙場所の明確な表示 は必要であり、条例の浸透にも役立つと思う。	喫煙できる場所等の確保をした上で、市民、観光客等に対し、条例の主旨や改正内容等について、正しく伝え、周知を図ることが大事と考えています。 たばこを吸う人も吸わない人も双方に配慮した喫煙所の設置にむけ、 喫煙所のあり方や設置場所、案内板の設置等については、関係機関等と連携しながら、検討 してまいります。	
64	喫煙場所	路上喫煙の禁止は、マナー或いはモラルの問題と考えるが、喫煙指定場所を設置する場合は、 その場所を十分周知 するとともに、その場所が認知できるよう 周囲に案内版等 を設置するよう努めていただきたい。	63に同じ	
65	喫煙場所	たばこのポイ捨てが増えている理由として、吸える場所が限られてきたことも一因かと思う。長野市は県都であり、多くの人を訪れる。たばこが嫌いな人も好きな人もいますので、初めて訪れる旅行者や仕事で来た方にも わかりやすい場所に喫煙所 を設けていただきたい。	63に同じ	

No.	分野	意見要旨	考え方	対応方針
66	喫煙場所	重点地区の建物に喫煙場所の設置を義務付け、携帯灰皿があればどこでも喫煙可能とする。	重点地区の建物に喫煙所の設置を義務付けることは、個人の財産に使用制限をかけることとなり、困難と考えています。 また、重点地区に指定された場合は、特にポイ捨てや歩行喫煙を防止する必要がある地域であることから、携帯灰皿による喫煙も禁止いたしました。	3 改正案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
67	喫煙場所	道路上の灰皿設置は禁止が好ましいが、やむなく 設置する場合は、隣近所の許可も 得るようにしてほしい。	設置する場合は、関係者・関係機関等のご意見を十分お聞きしながら進めてまいります。	